

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附則</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項、第五十二条の二の三から第五十二条の二の十まで並びに第七章の五の規定とする。</p> <p>259 (略)</p> <p>（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法以外の法令の適用関係）</p> <p>第十六条 法附則第三十三条第二項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 農業協同組合法（第五章の二（第九十二条の五の五を除く。以下この号において同じ。））、第九十七条の二、第九十八条第二項から第五項まで、第十二項本文、第十三項及び第十四項並びに第十九章（第五章の二に係る部分に限る。）に限る。）</p> | <p style="text-align: center;">附則</p> <p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法の適用関係）</p> <p>第十三条 法附則第三十三条第一項の政令で定める規定は、銀行法第十二条、第十六条の二第四項から第六項まで及び第十項、第十六条の三、第二十条第七項、第二十九条、第三十条第四項、第五十二条の二第二項及び第三項並びに第五十二条の二の三から第五十二条の二の十までの規定とする。</p> <p>259 (略)</p> <p>（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法以外の法令の適用関係）</p> <p>第十六条 法附則第三十三条第二項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>（新設）</p> |

|                            |     |              |                |           |         |
|----------------------------|-----|--------------|----------------|-----------|---------|
| 農業協同組合<br>法第九十二条<br>の五の二第二 | 貯金の | 貯金者に<br>預金者に | 読み替える法<br>令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|                            | 預金の |              |                |           |         |
| の五の二第二                     | 貯金者 | 預金者          |                |           |         |

一の二 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）  
二〇九の二（略）  
九の三 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）（附則第三条、第十条及び第十一条に限る。）  
十〇十四（略）  
十五 銀行法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第九号）（附則第六条から第八条までに限る。）

2 法附則第三十三条第二項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|      |      |      |                |           |         |
|------|------|------|----------------|-----------|---------|
| (新設) | (新設) | (新設) | 読み替える法<br>令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|      | (新設) |      |                |           |         |
| (新設) | (新設) | (新設) |                |           |         |

一 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）  
二〇九の二（略）  
(新設)  
十〇十四（略）  
(新設)

2 法附則第三十三条第二項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|                                 |   |                     |                                 |
|---------------------------------|---|---------------------|---------------------------------|
| 項第一号                            | 農業協同組合<br>法第九十二条<br>の五の二第二<br>項第二号              | 貯金又は定期積金            | 預金又は銀行法第二条第<br>四項に規定する定期積金<br>等 |
|                                 | 貯金者等に<br>貯金者等の                                  | 同条第五項に規定する預<br>金者等の |                                 |
|                                 | 貯金者等に   | 預金者等に               |                                 |
| 農業協同組合<br>法第九十二条<br>の五の八第四<br>項 | 若しくは農林中央金庫法<br>又は                               | 又は                  |                                 |
| 農業協同組合<br>法第九十二条<br>の五の八第六<br>項 | から前条まで  | 第九十二条の五の四及<br>び前二条  |                                 |
|                                 | 規定並びに農林中央金庫<br>法第九十五条の五の五及<br>び第九十五条の五の六の<br>規定 | 規定                  |                                 |

|  |      |      |      |      |      |      |
|--|------|------|------|------|------|------|
|  | (新設) |      |      |      |      |      |
|  | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |
|  | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) | (新設) |

|                     |     |     |     |                   |                       |                     |   |
|---------------------|-----|-----|-----|-------------------|-----------------------|---------------------|---|
| 組織再編成促進特別措置法第十五条第一項 | (略) | (略) | (略) | 農林中央金庫法若しくはこれらの法律 | 農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法 | 農業協同組合法第九十二条の五の九第二項 | 中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法 |
|                     |     |     |     |                   |                       | 及び第二項並びに            |   |

|                     |          |                   |     |      |      |           |            |
|---------------------|----------|-------------------|-----|------|------|-----------|------------|
| 組織再編成促進特別措置法第十五条第一項 | 第二十四条第二項 | 第二十三条第三項に規定する信用事業 | 第八条 | (新設) | (新設) | (新設)      | (新設)       |
|                     |          |                   |     |      |      | 附則第三十条第一項 | 附則第三十一条第一項 |

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |

(特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係)  
第十八条 特定承継会社について金融庁設置法(平成十年法律第三百三十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の規定を適用する場合には、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第四条第三号イ中「第四十二条第三項」とあるのは「。次条第一項第四

|     |     |  |           |
|-----|-----|--|-----------|
| (略) | (略) | 又は信用事業   | いう。)に係る事業 |
| (略) | (略) | 又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十七条第二号に規定する特定業務に係る事業 |           |

(特定承継会社に係る金融庁設置法及び金融庁組織令の適用関係)  
第十八条 特定承継会社について金融庁設置法(平成十年法律第三百三十号)及び金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の規定を適用する場合には、同法第四条第一項第六号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第四条第三号イ中「第四十二条第三項」とあるのは「。次条第一項第四

号において「再編強化法」という。)第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)」と、同令第五条第一項第四号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社(第十九条第一項第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書において「特定承継会社」という。)の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第十九条第一項第六号ロ中「並びに農林中央金庫」とあるのは「、農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同号ニ中「相手方並びに」とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十四項各号に掲げる行為のいづれかを行う営業を行う者」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号ナ」とあるのは「前条第一項第六号ニ及びナ」とする。

号において「再編強化法」という。)第四十二条第三項(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)附則第十七条において準用する場合を含む。)」と、同令第五条第一項第四号中「農水産業協同組合貯金保険法」とあるのは「農水産業協同組合及び再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社(第十九条第一項第六号ロ及びニ並びに第二十条第一項第一号ただし書において「特定承継会社」という。)の農水産業協同組合貯金保険法」と、同令第十九条第一項第六号ロ中「並びに農林中央金庫」とあるのは「、農林中央金庫並びに特定承継会社」と、同号ニ中「相手方並びに」とあるのは「相手方、」と、「水産加工業協同組合」とあるのは「水産加工業協同組合並びに特定承継会社のために銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十四項各号に掲げる行為のいづれかを行う営業を行う者」と、同令第二十条第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「、次条第一項第一号に掲げる者及び特定承継会社」と、「前条第一項第六号ツ」とあるのは「前条第一項第六号ニ及びツ」とする。